

HOWDAY SUN マル運営規程

（事業の目的）

第1条 特定非営利法人エスペランサが開設する HOWDAY SUN マル（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び障害児に対し、適正な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、通所給付決定適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び障害児に対し、適正な放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。

2 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。

3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

5 事業の実施に当たっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 HOWDAY SUN マル
- 2 所在地 青森市三内丸山 165 番地 80

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービスにかかる通所支援計画（以

下「放課後等デイサービス計画」という。)の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

3 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 2 名 (常勤職員 2 名)

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者は、指定放課後等デイサービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定放課後等デイサービスの提供に当たる。

4 指導員 1 名 (常勤、管理者兼務 1 名)

指導員は指定放課後等デイサービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定放課後等デイサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日 (※2026 年 3 月末までは祝日がある週のみ土曜日営業する)
但し祝日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く
- 2 営業時間 9 時 00 分から 18 時 00 分
- 3 サービス提供時間 平日 学校終了後～17 時 00 分、学校休業日 9 時 30 分～16 時 00 分

(指定放課後等デイサービスの定員)

第 6 条 事業所の指定放課後等デイサービスの定員は、次のとおりとする。

事業所全体の利用定員；10 人

2 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて指定放課後等デイサービスの提供を行わないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(指定放課後等デイサービス内容及び放課後等デイサービス計画の作成)

第 7 条 この事業所が提供する指定放課後等デイサービスの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (2) 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 事業所は、自ら指定放課後等デイサービスの質の評価を行うとともに保護者による評価を受けて、提供するサービスの質の改善を図り、その結果を 1 年に 1 回以上イ

ンターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 この事業所は以下のとおり放課後等デイサービス計画を作成する。

- (1) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得る。
- (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努める。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求める。
- (5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得る。
- (6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成をした際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付する。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行う。
- (8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - ① 定期的に通所給付決定保護者と障害児に面接する
 - ② 定期的にモニタリングの結果を記録する

(9) 第2項(1)から(6)までは放課後等デイサービス計画の変更についても準用する。

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 事業所は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができるものとする。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) コピー代 | 1枚につき白黒 10円、
カラー30円 |
| (2) おやつ代(学休日のみ) | 1回につき 70円 |
| (3) 外出活動等における交通費や入場料等 | 実費 |
| (4) その他日常生活上必要となる諸費用 | 実費 |

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付する。

5 事業所は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

青森市 沖館 篠田 三内 新城 泉川 浪館 油川

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスを利用するに当たって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び避難・救出訓練を定期的実施するものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第

2 条各号に掲げる 行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人 権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、従業員の資質向上のため研修（前条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

②継続研修 年 3 回

- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らし
てはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、
従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契
約の内容とする。
- 4 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する
指定障害福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又
はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその
家族の同意を得ておく。
- 5 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児
に対する放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指
定放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存する。
提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の記録
 - (1) 放課後等デイサービス計画
 - (2) 市町村への通知に係る記録
 - (3) 身体拘束等の記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は非営利活動法人エスペランサ
と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 25 日から施行する。

令和 7 年 12 月 23 日 一部改訂